

# 平成27年3月（第9回）教育委員会 議事録

## 1 開会及び閉会の日時

平成27年3月5日（木）午後2時00分～午後4時45分

## 2 場所

井波庁舎 301号会議室

## 3 出席委員

- ・教育委員長 渡邊 美和子・同職務代理者 河合 正登
- ・教育委員 岩井 透 ・教育委員 碓井 好彦
- ・教育長 高田 勇

## 4 説明出席者

- ・教育委員会教育部長 豊川 覚 ・教育総務課長 酒井 啓行
- ・生涯学習スポーツ課長 浦辻 一成 ・文化・世界遺産課長 山森 伸正
- ・井波総合文化センター館長 永井 巖 ・福光美術館副館長 富田 一
- ・福光福祉会館長 湯浅 藤作 ・中央図書館長 山本 一男
- ・教育センター所長 榊 泰晴 ・教育総務課副主幹 笠井 学
- ・教育総務課副主幹 山越 哲也 ・教育総務課主査 長谷 修司

## 5 傍聴人数

0人

## 6 会議の要旨

午後2時00分、委員長が開会を宣し、議事に入る。

### 1 前回会議録の承認

全員が異議なく承認した。

### 2 教育長の報告

- ・2/23 富山市立芝園小学校の視察について
- ・2学期の学校訪問について（西部教育事務所の意見等）

### 3 協議事項

#### （1）平成27年度教育委員会重点施策（案）について

部長、各課長から説明した。

委員長から可否を諮ったところ、全員異議がなく承認した。

#### （2）平成27年度当初予算の概要について

各課長、館長、副館長から説明した。

委員長から可否を諮ったところ、全員異議がなく承認した。

#### （3）南砺市教育振興基本計画の策定について

部長から説明した。

委員長から可否を諮ったところ、全員異議がなく承認した。

- (4) 南砺市いじめ問題対策連絡会議設置要綱の制定について  
教育総務課長から説明した。  
委員長から可否を諮ったところ、全員異議がなく承認した。
- (5) 南砺市利賀芸術公園条例の一部改正について  
文化・世界遺産課長から説明した。  
委員長から可否を諮ったところ、全員異議がなく承認した。

#### 4 報告事項

- (1) 平成27年度全国・学力学習状況調査の実施について  
教育総務課長から説明した。
- (2) 文化センター等の管理体制について  
生涯学習スポーツ課長から説明した。

#### 5 その他

- (1) 小中学校の卒業式及び入学式について  
教育総務課長から説明した。
- (2) 中国俳優&SCOT「シンデレラ」について  
文化・世界遺産課長から説明した。
- (3) 各館の催しもの等について  
各館長・副館長から説明した。

#### 6 今後の日程

次回教育委員会開催（予定）

日時 平成27年4月9日（木） 午後3時30分

場所 井波庁舎 301号会議室

#### 7 議事

協議事項について

##### 教育長の報告関係

- 委員 員 HPの更新がされていない件で、児童生徒の名前の扱いが懸念されている。それは個別の名前に気をつかわないで載せてしまっていることに対してだと思うが、どのようなことか。
- 事務局 限定的な話ではなかったが、通常は名前と顔が一致するような掲載の仕方をしない。表彰された児童の名前または顔のみ掲載するなど、名前と顔を一致させないようという指導であった。
- 委員 員 顔が写っている普通の活動写真などについては、指導はないのか。
- 事務局 よく画像を右クリックでコピーして張り付けることがあるが、コピーができないシステムを導入するか、画質を落とした状態で掲載することが望ましい。画質を落とすことで、伸ばしても画像がぼやけるためである。
- 委員 員 写真などは、特定の人に配布する「学年だより」には載せて、ホー

- ムページにアップするものには控えた方が良いと思う。
- 事務局 行政からシステムを提供されている学校は、セキュリティがかかっている。しっかりとしたセキュリティをかけてあげればよいが、実際はかけていないところが多い。
- 委員 以前、城端のマルボロ交流に参加したとき、インターネットで先方から写真を送ってもらった。その時の写真は全て子どもの顔にぼかし処理がしてあり、色々な意味で複雑な気持ちになった。後から、アメリカでは子どもの写真はそうになっているということを知り驚いた。そこまではする必要はないと思うが、悪用されないように配慮をするべきである。

### 協議事項（１）関係

- 事務局 教育振興基本計画については、２月の策定委員会で少し言葉などの変更をしたが、今日はその細かい部分の説明は予定していないので、内容の確認だけと考えている。これをもって印刷としたいが、ご覧いただき、お気づきの点があればお知らせいただきたい。
- 委員 重点施策と基本計画は深く関わっているので、質問や意見など、両方に関わることが出てくるかもしれないが、別々のものとして審議を進めたい。これは今日審議して、次回また確認ということか。
- 事務局 去年はそうであった。４月にも確認してもらい、直したものを再度見ていただきたいと思う。
- 委員 P1の1「豊かな心を育む学校～」だが、文章は全く問題ないが“心”の部分ばかりで“体”について一言も入っていない。これでよいのか。主な取組にはもちろん入っているし、心身共にという感覚からすると「知・徳・体の調和の取れた～」で入っているので、抜けているわけではないと思うがそのように感じた。
- 事務局 基本計画のP5、基本目標1の中では「～笑顔と元気があふれる～」とうたっているので、そのことを少し盛り込みたい。
- 委員 P1の2「生きがいある暮らしの～」の4行目「～教育力を向上させていきます。」だが、もう少し違う表現はないか。「～教育力の充実と向上を図ります。」など、そんな感じの方がいいのでは。あと、大きなタイトルとして「取組みの基本的方向」となっている。前は「基本方針」だったが、“方向”という言葉が初めてタイトルに使われた気がするが何か意図があるのか。
- 事務局 基本計画の中で、まず取組むことが「取組みの基本的方向」であることから、重点施策も分かりやすくするために言葉を合わせた。
- 委員 基本計画の第4章では「基本目標」と使っているが、どことリンク

しているのか。基本計画で「基本的方向」と使われているのは、もう少し細かいレベルのような気がする。この重点施策 1P の大きな見出しとしては「基本的方向」と「基本目標」のどちらがいいのか分からないが、基本計画 5P では「計画における基本目標」と言っている。その下の「基本目標 1 豊かな心～」に合わせると「基本目標」と掲げているその下で、具体的な内容として“方向”という言葉が使われているので「基本的方向」ではなく「基本目標」ではないか。最初は“方向”というより“目標”というより、ハード面ではなくソフト面を謳っているという主旨で“方向”にしたのではと思った。ただ必ずしも合わせなければいけないとは思わない。

○委員 確かに「～目指すべき方向を、次の 5 つの～」は日本語的にしっくりとしない。ここは「～目指すべき方向を踏まえて、次の 5 つの～」とすると、少しはしっくりといくが、今、改めて読むと理解に苦しむ表記になっていると思う。主旨は教育振興基本計画に則っているが、ここがだぶると学校現場や各課が混乱するので、この形できたのだからこの機会に“踏まえて”としたらどうか。

○委員 そうなれば、基本計画の 5P 第 4 章のタイトルが、これにあたるようになるのではないか。その方がしっくりといくと思う。

○事務局 3 月定例会の一般質問で、冒頭に才川議員より「新教育委員会制度の中で教育に関する大綱を定める必要があるが、市長の考えは」と質問があり、市長は「教育基本計画をもって大綱としたいと考えているが、総合教育会議で協議しなくてはいけないことになっているので、そこで諮りたいと思っている」という答弁をされた。教育委員会では教育振興基本計画が最上部にあり、その下に重点施策があるが、市長の定める教育に関する大綱がまた出てくるので、それらが全てつながっているという考え方を市長もされたいということである。

○委員 タイトルを揃えるということによろしいか。

○委員 文章上のことで、P6 基本計画議決事項の 2 基本目標 (1) の下から 4 行目「この豊かな心～」とあるが、“この”が何を指すのか読んでもよくわからない。この先にある (1) 確かな学力や、(2)、(3) など、こういったものを指すのか、それとも、もっと先にある「よりよく生きようとする心」を指すのか。こういったものを育てていくと豊かな心につながるというようなことだとは思っているのだが、「確かな学力」等となると、学力ならどちらかといえば”心“ではないような気がするので、心の考え方というものを何かしっかりと持っていればよいのではと思ってお聞きした。

- 委員 5P、6P もまとめて議論した方がよろしいか。しかし、これは既に議会へ議案として提出されている。
- 事務局 ”この”にはあまり深い意味はなく、今、先に言われてきたような意味である。
- 委員 削除したらいけないのか。
- 事務局 議案として提出してしまっているのです、それはできない。
- 委員 これは読んでいて、表現上すごく苦しかったのではと思うが、最初「豊かな心」と表現していたのを、策定委員会で「自他を尊重し他を思いやる心」に変えたので、こういうことになったのではないか。その経過が分からないと“この”は少し問題になると思ったが、修正するほどのことでもないのでは。
- 事務局 6P、7P のままで議決されることになるが、重大なミスにはならないと思う。
- 委員 碓井委員が言われる「豊かな心」が、何を指すのかはとても大事な問題なので、教育委員会としてもしっかりと理解して進めていく必要があると思う。
- 委員 市長がよく言う「ふるさと教育」だが、何のためにやるのかという時に、考え方を整理しておく必要があるのではないか。今までなら「ふるさと教育等を通して培う、自他を尊重し他を思いやる」という代表的な形でふるさと教育を出していたので、2P（2）がふるさと教育の項目のようになっている。ただ1Pの1 “～将来地元を支える活力につながる「ふるさと教育」を～”は新しい表現だが、ふるさと教育の目的としたらこちらの方がしっくりといく。何のためにやるのかという時に、市長の意向も聞きしっかりとした応え方・考え方を持つ必要がある。今は行き場がなく（2）にあるが、直す・直さないではなく、教育委員会として学校に推進をお願いする時には、この言葉ではない部分も出していく必要があるのではないか。
- 事務局 「予算のあらまし」にもふるさと教育推進事業が出てくるが「～地域への帰属意識を高める～」となっている。
- 事務局 基本計画の中では、P8（2）の「主な取組み」の先頭に挙がっており“ふるさと”が心の拠り所という意味合いが強いように思われるが、そういう抽象的な表現よりも、今言われたような、より具体的な方が説得力はあるかもしれない。
- 委員 難しいが、子どもたちにとっては自分たちの根っこになるという意味で、地域皆で子どもたちを支えていることをしっかり伝えることで心を育てていくことにつながるし、将来的に子どもたちが地元を支えることになると思う。目的は一つではないが、色々な立場の人

からの「ふるさと教育とはこういうもので、こういう為に南砺市は力を入れている」ということがハッキリと分かるものを作っていく必要がある。ただし、今回はこれには触れず課題として残しておくこととする。

- 事務局 2P「主な取組み」1のサブタイトル「ふるさとを誇りに～」にもなっているのですが、そのあたりが“心”の中に入ってきた感じである。
- 委員 感想としては、確かな学力の育成にしてもそうだが、全体に優先順位が去年とは変わっていて、とても適切に修正されているという印象をもった。P3(3)①「地元食材を通して～」だが、実際に実施する内容が書いてあり、給食の食育的なものやふるさと教育等にも繋がるが、日常的な栄養士の配置等、そのようなことは目標として掲げなくてもよいのか。今、掲げられない状態なのだと思いますし、現場のことはよく分からないが、給食の献立とか学校によって格差があるということも聞こえてくるので、そのあたりどうなのか。
- 事務局 実際、問題にはしているが、栄養教諭・職員の県費での派遣があり、基準では5人の張り付けとなるが、実際には正職臨職含めて6人派遣されている。それに市単独が1人いるので7人となるが、学校数が多く、なおかつ離れているため、職員によっては3校兼務している状況である。今度、市単独の方が定年退職する関係から、その分を県に補充してもらおうようお願いしていたが、基準人数からすると既に1人多く派遣してもらっているため、最終的には今までどおり1人を市単独で張り付けることを検討している。
- 委員 3Pの2(3)①「地域に密着した～」だが、昨年の言葉にも何か無理があったように思う。この「地域に密着した活動を実施している」に何か意味があるのか。
- 委員 市から指示されたものではなくて、旧町村の各地域で全く違った様々な活動を行っているため、その事を思えば「地域密着」という表現で読み取れるのではないかと。
- 委員 それぞれ独立採算制のような感じで活動している。
- 委員 逆にそういう趣旨で、この文章が必要ということで理解した。3Pの3だが、昨年、学校体育施設の利活用という項目が入っていたと思うが、今年それを抜いたのには訳があるのか。
- 事務局 全体から見るとそんなにボリュームが多くないので抜いた。
- 委員 とくに活用してくださいと訴えていることでもないため、私も入れなくてもよいと思っていた。全体で見ると、最初にいくつか指摘したところを少し変えるということで、重点施策(案)についてはこれでよいかと。承認。

## 協議事項（２）関係

- 委員 スクールソーシャルワーカーと適応指導員で合わせて昨年と同額ということだが、スクールソーシャルワーカーだけで見ると90万程の減額となっている。川崎市の事件を受けて報道でなされているように、スクールソーシャルワーカーの活用が課題となっている中、この部分を減らすことについては変更できないか。
- 事務局 賃金をどこで予算化しているかということだけであり、実際1人は菊地先生がスクールソーシャルワーカーとして当然活動しておられるのだが、特別支援コーディネーターとしても学校に行っているのだから、たまたまコーディネーターの方で賃金を見ている。
- 事務局 現在、スクールソーシャルワーカーの業務に比べると特別支援の案件が多く、特別支援教育に人員が取られている状況である。人員は減っていないが、本来のスクールソーシャルワーカーの業務も充実しなくてはいけないと思っている。
- 委員 川崎の事件の前に予算が決定している。ただし、本来のスクールソーシャルワーカーとは違うので、それは市民向けには理解されないと思うが、そこは今後、市の課題である。
- 事務局 実質同じなのだが、そういうところをご理解いただきたい。
- 事務局 とくに不登校の子だからほったらかしということではなく、不登校の子でも、担任の先生も子どもの家庭に定期的に行っているようならば、スクールソーシャルワーカーもそういうところに顔を出して問題を改善するように働きかけはしている。
- 委員 この表記はしかたがないが、非常に誤解を招く調整の仕方である。
- 委員 どこから出ているかということや、実は変わらないということを補足的に書くわけにはいかないのか。聞かれたら答えるとは思いますが、少し書いておくだけでもどうか。
- 事務局 これも既に出てしまっているのだから、変えられない。
- 委員 議会で問われた場合、正直に説明していただきたい。
- 事務局 減っていないから良いという問題とはすこし違うので。
- 委員 今、代替りのスクールソーシャルワーカーを探しているが、なかなかいない。有資格者になるとなおさらだし、心当たりにあたってみても、このような重い業務内容は、無資格・無免許でなくても引き受けかねる状況があり、本当に誰か適当な人がおられると助かるが。
- 委員 積極的な人材発掘・登用というものが求められているのではないかと。川崎の事件があったからではなく、市内全ての子どもたちがどういう環境にいるかということや、何か起きる前に調べ、先手を打って動くくらいのことが必要なのではないかと思う。

○委員 今後の課題として認識しておくということで、これについてはよいか、承認。

### 協議事項（３）関係

○委員 文章で書いてあったものが、項目ごとになったので大変分かりやすくなった。ここにも「豊かな心」や、先程の確井委員が言われた文章があるが、議会に出した議決事項はもう修正できなくても、こちらは修正できるということか。

○事務局 修正はできない。議会に提出するのは、4Pの基本理念と5P～30Pの基本目標の1～5、5Pの(1)の上の部分、20Pの緑の下の部分、これらの部分が全て5項目共なっているということと、計画の期間についても議会用に出しているということでご理解いただきたい。

○委員 7P「教育の機会均等」の「・」2つ目だが、この助成は昔からあるのか。

○事務局 昔からある。所得にもよるが、ほとんどの人が対象となっている。

○委員 これはいわゆる条文など、どこかに明記はしていないのか。それに基づいた文章とえば、そういうふうに理解していただけるのでは。

○事務局 条文はある。

○委員 P12「児童生徒の体力～」の表だが、以前は小学校6年と中学校3年だったが変えたのか。

○事務局 最初の頃は小学校6年と中学校3年だったが、その後全国の平均が小学校5年と中学校2年なので、それに併せ変更した。

○委員 特に何もなければよろしいか。承認。

### 協議事項（４）関係

○委員 この連絡会議は、第2条（2）にも書いてあることから、いじめという事柄に関してはここが特化して行っていくという理解でよろしいか。対策だけではなく、実際万が一そういう事案が発生した場合に、ここが解決にあたっていくということも含むのか。また「早期解消」とあるが、具体的な動き方というのは。

○事務局 まず未然防止・早期発見ということで、10Pの関係機関が連携するということが一番大切であり、不登校も関係してくると思うが、誰が何をしているかわからないということが無いように、主任児童委員もいるのでその辺も連携しながら、情報を密に取っていくことが最初に大切なところかと思っている。

○委員 これは大津市のように、生命に本当に重大な影響を及ぼす、及ぼしかねない、及ぼしたというような場合に対して、原因の究明やそれ



を持って今後どういう対策が各小中学校、あるいは地域等で必要な  
のか、そういう意味の第2条(2)と理解していただければと思う。  
この連絡会議は、随時という意味合いでは勿論だが、重大事案が発  
生すればこれが機能していくという事になる。

- 委員 いじめに関する事件等で、教育委員会がその事柄について把握して  
説明をするという場面が時々報道されるが、その中で第3者機関を  
設置してみたいなことがでてくるが、それに当たるものなのか。
- 委員 それでここには弁護士等も入れて、法的な問題が出てきた場合など、  
意見を伺うことにしている。もしその年度に重大な事案が無ければ、  
こういういじめがこれだけあったという報告だけで終わることもあ  
るかと思う。県教委でもこれが設置されて、新聞テレビ等では報道  
されている。
- 委員 この未然防止・早期発見、とくに早期解消が明記してあると、どこ  
までこの会議に報告して、意見を求めればよいのかというのは難し  
いところである。
- 委員 他の市も、大体このようなスタンスになっている。
- 委員 起こってしまうと大きな問題だが、起こる前にこういう地域の主な  
関係機関が情報を共有して、そういう危険性があるような場合は皆  
で力を合わせて守っていくという趣旨で理解しておけばよいのか。
- 事務局 まずは、それが一番である。
- 委員 連絡会議は、おおむね年2回くらいか。また各関係機関からの委員  
は1名か。
- 事務局 最初と最後の2回と考えている。年度始めだと、前年度の3月まで  
のアンケートや不登校のものを、年度末になれば直近の今までの年  
度のものが報告できると思う。委員は今のところは1名のつもりで  
ある。1名はその団体で選んでもらう。
- 委員 最低2回である。
- 委員 設置要綱についてはこれでよろしいか。承認。

午後4時45分、議事が終了したので委員長が閉会を宣した。